

第31号

発行日：令和7年8月1日  
発行：白川町森林組合  
住所：加茂郡白川町三川1385-1  
TEL：(0574) 72-1077  
FAX：(0574) 72-2531  
E-mail [gst-sin@estate.ocn.ne.jp](mailto:gst-sin@estate.ocn.ne.jp)  
HP <http://www.s-shirakawa.or.jp/>  
ホームページ公開中です!

## 町道切井黒川線(切井地内)の間伐事業を実施

令和6年9月中旬より令和7年5月末までに亘って、町道切井黒川線(切井地内)において、道路周辺の森林整備事業(間伐)を実施しました。現在でも、トラックによる木材及び枝葉の運搬作業が続いていますが、【道路延長：約2.5km、間伐面積：約25ha、出荷材積：約3,200m<sup>3</sup>】となりました。

森林所有者の皆様、地域住民の皆様におかれましては、森林整備事業の推進と道路通行規制にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。



間伐による日照時間の増加によって、冬期の道路凍結が軽減されました。皆さんの地域でも是非、事業化のご検討をお願いいたします。

### 組合の状況

(令和7年6月9日現在)

組合員と出資金	組合員数		出資口数		出資金
	2,022名		110,577口		55,288,500円
総代現在数	白川地区	蘇原地区	黒川地区	佐見地区	合計
	62名	50名	50名	38名	200名

# 第54回 白川町森林組合通常総代会開催

令和7年6月9日午前10時00分より、『第54回通常総代会』を白川町林業センターで開催しました。  
 総代定数200名、総代現在数200名のところ、本人出席42名・書面出席132名、合計174名にご出席を  
 いただき、加藤邦之組合長の挨拶後、議長に佐見地区の熊崎郁夫氏が選任され審議に入りました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 提出議案 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

- 第1号議案 令和6年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、  
 注記表及び附属明細書の承認について
- 第2号議案 令和7年度事業計画の設定について
- 第3号議案 令和7年度借入金最高限度の決定について
- 第4号議案 一組合員に対する貸付金及び債務保証の  
 最高限度決定について



- 第5号議案 令和7年度役員報酬の決定について
- 第6号議案 令和7年度余裕金の預け入れ先金融機関の決定について
- 第7号議案 定款の一部改正について
- 第8号議案 附属書役員選任規程の一部改正について
- 第9号議案 附属書総代選挙規程の一部改正について
- 第10号議案 規約の一部改正について
- 第11号議案 任期満了に伴う役員を選任について



提出された11議案すべてが、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## ◆ 来賓名簿 ◆

公私ともにご多忙の中、ご臨席いただいた来賓の方々をご紹介します。

白川町	町長	サエキ マサカ 佐伯 正貴 様
白川町	議会議長	フジイ ヒロユキ 藤井 宏之 様
岐阜県 可茂農林事務所	所長	オノデラ ホマレ 小野寺 誉 様
岐阜県 森林組合連合会	代表理事副会長 兼 専務	オギス マサトシ 萩巢 雅俊 様
岐阜県 可茂農林事務所	林業課長	ハヤタ ケンジ 早田 憲史 様
白川町	農林課長	ヤスエ ヒロユキ 安江 宏行 様

# 総代名簿

(令和7年6月1日～令和10年5月31日まで：3年間)

白川地区(定数62名・現在数62名)						佐見地区(定数38名・現在数38名)						
和泉	東和泉	◎	杉山 邦彦	切井	川畑	◎	鈴木 誠	北黒川	中切		藤井 明和	
			田代 豊紀			◎	安江 己吉				鈴木 二三男	
	柳島	◎	今井 毅		中切	◎	鈴木 義晴				古田 直道	
			安江 定夫		本郷	◎	山口 晋平			柿反上	◎	藤井 誠
	西和泉	◎	加藤 久和				横家 嘉之				◎	藤井 昌弘
		安江 文郎	追分		◎	各務 喜治			藤井 寿弘			
水戸野	水戸野	◎	杉山 秀樹		塔洞	◎	今井 昌平				藤井 至	
			廣川 類		鹿折	◎	横家 兵吉				藤井 義輝	
			安江 美昭				横家 保男		柿反中	◎	藤井 洋巳	
			今井 和昭		中央	◎	曾我 浩文			◎	古田 幸吾	
			渡邊 正樹			有田 国博		加藤 幹夫				
中川	須崎	◎	安江 文郎	稲中	◎	佐伯 元和	日面	◎		伊藤 一		
			安江 力			佐伯 薫				今井 龍歩		
	中屋	◎	新田 邦彦	上赤河	◎	山口 公貴			藤井 良弘			
			小池 久生			山直樹			古田 重包			
			熊崎 英介			柘植 邦治		小畑	◎	藤井 大平		
河岐	両神	◎	河合 信次	後山	◎	藤井 豊泰			藤井 宏之			
			杉山 恒夫			額 松寿	下之平		◎	榎間 守之		
	本郷	◎	尾崎 隼人	日向	◎	額 悟				榎間 茂宏		
			野尻 篤			山下 育夫				藤井 明則		
小原一	小原一	◎	嶋崎 源吾	本郷	◎	安江 涉		小坂	◎	佐伯 昭治		
			石田 健次		小倉	◎			額 幸治		榎間 章二	
			福田 重雄			土井 清仁	◎		藤井 直美			
		小原二、三	◎	額 武利	下古野	◎	鷺見 彰文			榎間 成政		
				田口 廣樹		増田	◎		鈴木 直也		安江 昌弘	
	山口 直樹		川上 良志美	下新田	◎		安江 一弘					
広野	広野	◎	新田 哲也		下赤河	◎	鈴木 正敏		佐伯 裕明			
			西野 和男			古田	◎	額 秀行				
若松	若松	◎	杉山 敏一		隆松		◎	柘植 清司				
			安江 利朗				渡邊 秀樹	有本	◎	安江 正利		
白山	上宇津尾	◎	安江 兵吾	下平		額 和彦			◎	安江 利治		
			加藤 興治			今井 淳司			安江 勇			
	下宇津尾	◎	安江 洋	山寄	◎	伊佐治 優			安江 康一郎			
			安江 務			今井 昭弘			安江 時男			
			安江 好晃			柘植 義夫		今井 由美				
油井	油井	◎	澤田 卓朗	藤井	◎	長原 健二	吉田	◎	青木 博和			
			杉山 和広			中島 直美		◎	安江 文成			
			杉山 好市			曾我 辰正			田口 良和			
			田口 弘巳		本郷	◎		今井 智也		河合 清司		
			加藤 孝司					土井 義和		田口 建午		
野原	野原	◎	安江 嘉治	上田		今井 和幸	大寺	◎	田口 仁			
			大岩 孝広			今井 道数		◎	安江 重喜			
			大岩 弘幸			山口 重博			安江 建一			
			田口 邦夫			今井 進			安江 丈二			
			加藤 重良			伊佐治 直哉			額 具幸			
見代	見代	◎	新田 貢	黒川地区(定数50名・現在数50名)				小野	◎	田口 一成		
		村君	◎	小池 富士夫	奥新田	◎	鈴木 甲子夫			◎	田口 美奈子	
						服部 秀樹			三戸 渡		安江 恒久	
		新津	◎	多賀 雅博		藤井 守	中新田			熊崎 英樹		
					島田 明典				額 好美		熊崎 信一	
小川	◎	長尾 弘巳		額 英樹		藤井 政弘		久室	◎	安江 洋		
			林 佳巳		藤井 法男	◎			安江 公美			
			林 広幸		額 三成				今井 修平			
広島	◎	田口 貞幸	鱒 沢	◎	加藤 初彦		三浦 千広					
				福田 栄作		中山 泰広			田口 幹朗			
	竹腰 厚久		三戸 和男	中之平		藤井 深次	成山 (室山)	◎	今井 勝			
	竹腰 道典		藤井 好美			林 哲也			高木 紳司			
大利(一)	◎	太田 紀宏			◎	加藤 文男			◎	高木 和史		
			汲田 英明			三戸 茂治		◎	熊崎 郁夫			
大利(二)	◎	森 基広			◎	有田 豊			熊崎 茂			
			高木 芳弘		古田 博彦			今井 建				
			西野 景嗣		藤井 信吾		藤井 信吾		熊崎 善和			
蘇原地区(定数50名・現在数50名)				南黒川	中切	◎	藤井 忠幸	薄野	◎	三ツ石 克明		
切井	中之瀬	◎	板頭 智之				◎		藤井 聡		◎	今井 博文
			木村 剛				◎		藤井 聡		◎	今井 超人
丑丸	◎	山口 琢哉							西尾 勝治			
			山口 悟									

令和7年6月9日現在：定数200名 現在数200名 (◎は、連絡員)

# 貸借対照表

令和7年3月31日 (単位:円)

科目	内訳	小計	合計	科目	内訳	小計	合計
(資産の部)				(負債の部)			
流動資産				流動負債			
1 現金		29,002		1 買掛金		1,995,325	
2 預金		173,163,630		2 未払金		15,431,958	
3 売掛金	2,088,350			3 未払消費税		4,370,000	
貸倒引当金	<u>12,530</u>	2,075,820		4 未払法人税等		185,000	
4 未収金	20,784,416			5 諸預り金		98,529,662	
貸倒引当金	<u>60,792</u>	20,723,624		6 仮受金		0	
5 未収還付法人税等		7,274		7 1年以内返済リース債務		<u>209,880</u>	
6 棚卸資産		66,870,443		流動負債合計			120,721,825
7 仮払金		440					
8 立替金	19,943,764						
貸倒引当金	<u>105,491</u>	19,838,273					
流動資産合計			282,708,506				
固定資産				固定負債			
有形固定資産				1 リース債務		122,430	
1 建物	24,079,530			2 退職給付引当金		34,064,267	
減価償却累計数	<u>18,277,250</u>	5,802,280		その他			
2 構築物	1,340,000			農林漁業資金借入金		<u>0</u>	
減価償却累計数	<u>1,339,999</u>	1		固定負債合計			<u>34,186,697</u>
3 機械装置	39,712,219			負債合計			154,908,522
減価償却累計数	<u>39,712,205</u>	14					
4 車輛運搬具	2,939,001			(純資産の部)			
減価償却累計数	<u>2,938,998</u>	3		組合員資本金			
5 工器具備品	2,961,065			1 出資金		55,288,500	
減価償却累計数	<u>2,961,058</u>	7		2 利益剰余金			
6 リース資産	1,533,600			法定準備金		41,581,618	
減価償却累計数	<u>1,231,500</u>	302,100		その他の利益剰余金			
7 土地		<u>19,811,263</u>		任意積立金			
有形固定資産合計		25,915,668		(損失補填積立金)		51,402,613	
無形固定資産				その他積立金		0	
無形固定資産合計	0			当期未処分剰余金		18,096,416	
外部出資その他の資産				当期剰余金	17,027,754		
外部出資				前期繰越剰余金	<u>1,068,662</u>		
1 系統出資金	7,780,000			3 資本準備金		<u>486,895</u>	
2 系統外出資産	5,300,000	13,080,000		組合資本合計			<u>166,856,042</u>
その他の資産				純資産合計			<u>166,856,042</u>
1 農林漁業資金貸付金	0						
貸倒引当金	<u>0</u>	0					
2 預託金		<u>60,390</u>					
その他の固定資産合計		60,390					
固定資産合計			<u>39,056,058</u>				
資産合計			<u>321,764,564</u>	負債・資本合計			<u>321,764,564</u>

# 損 益 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：円）

科目	小計	合計	事 業 区 分				
			一 般 事 業				
			計	指導	販売	加工	森林整備
I 事業総損益							
1 事業総収益	207,172,317		207,172,317	673,255	126,406,060	0	80,093,002
2 事業総費用	<u>170,416,894</u>		<u>170,416,894</u>	<u>4,912,417</u>	<u>99,487,650</u>	<u>0</u>	<u>66,016,827</u>
事業総利益		36,755,423	36,755,423	△ 4,239,162	26,918,410	0	14,076,175
II 事業損益							
1 人件費	14,640,097		14,640,097	732,004	8,052,053	0	5,856,040
2 旅費・交通費	21,818		21,818	4,363	10,909	0	6,546
3 事務費	507,766		507,766	50,776	228,494	0	228,496
4 業務費	596,070		596,070	59,607	268,231	0	268,232
5 諸税負担金	752,700		752,700	75,270	338,715	0	338,715
6 施設費	2,951,602		2,951,602	295,160	1,475,801	0	1,180,641
7 雑費	0		0	0	0	0	0
事業管理費計		<u>19,470,053</u>	<u>19,470,053</u>	<u>1,217,180</u>	<u>10,374,203</u>	<u>0</u>	<u>7,878,670</u>
事業利益		17,285,370	17,285,370	△ 5,456,342	16,544,207	0	6,197,505
III 経常損益							
1 事業外収益	1,399,828						
2 事業外費用	1,472,444						
事業外損益		<u>△ 72,616</u>					
経常利益		17,212,754					
IV 特別損益							
1 特別利益	0						
2 特別損失	<u>0</u>						
特別損益		<u>0</u>					
税引前当期利益		17,212,754					
法人税及び住民税、事業税		<u>185,000</u>					
当期剰余金		<u>17,027,754</u>					
前期繰越剰余金		<u>1,068,662</u>					
当期未処分剰余金		<u>18,096,416</u>					

## ◆ 役員名簿 ◆

令和7年6月9日

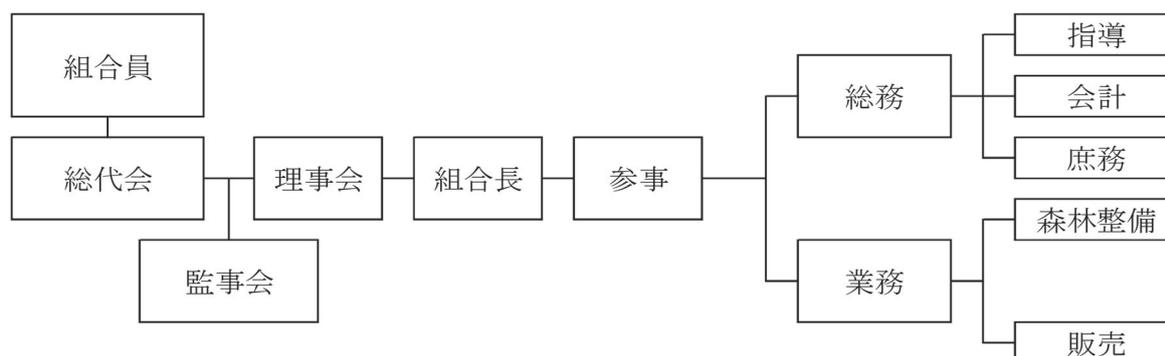
役名	氏名	地区	任期	役員経歴
代表理事組合長	加藤 邦之 <small>カウ ケニユキ</small>	黒川	第54回総代会～第57回総代会まで	R元.5.25～
副組合長理事	佐藤 滋 <small>サウ シンゲル</small>	蘇原	第54回総代会～第57回総代会まで	R元.5.25～
理事	今井 潔志 <small>イマイ キヨシ</small>	蘇原	第54回総代会～第57回総代会まで	H25.5.25～
理事	栗本 佳幸 <small>クリモト ヨシユキ</small>	白川	第54回総代会～第57回総代会まで	R元.5.25～
理事	藤井 宗晴 <small>フジイ ムネハル</small>	黒川	第54回総代会～第57回総代会まで	R4.5.28～
理事	鈴木 寿一 <small>スズキ ヒサカズ</small>	蘇原	第54回総代会～第57回総代会まで	R4.5.28～
理事	今井 眞二 <small>イマイ シンジ</small>	佐見	第54回総代会～第57回総代会まで	R4.5.28～
理事	嶋崎 源吾 <small>シマザキ ゲンゴ</small>	白川	第54回総代会～第57回総代会まで	R7.6.9～
理事	大岩 弘幸 <small>オオイワ ヒロユキ</small>	白川北	第54回総代会～第57回総代会まで	R7.6.9～
理事	田口 等 <small>タグチ ヒトシ</small>	佐見	第54回総代会～第57回総代会まで	R7.6.9～
理事	澤田 卓朗 <small>サワダ タクロウ</small>	白川北	第54回総代会～第57回総代会まで	R7.6.9～
代表監事	安江 清高 <small>ヤスエ キヨタカ</small>	佐見	第54回総代会～第57回総代会まで	R元.5.25～
監事	横家 康郎 <small>ヨコヤ ヤスロウ</small>	蘇原	第54回総代会～第57回総代会まで	R7.6.9～
監事	今井 健吾 <small>イマイ ケンゴ</small>	白川	第54回総代会～第57回総代会まで	R7.6.9～

## ◆ 職員体制 ◆

令和7年4月1日

役職	氏名	出身	担当	備考
参事(兼)総務課長	澤田 卓朗 <small>サワダ タクロウ</small>	白川北	総括・財務管理・福利厚生	-
業務課長	伊東 孝幸 <small>イトウ タクユキ</small>	白川	業務	-
業務係長	加藤 万貴 <small>カウ カズキ</small>	黒川	業務	-
業務係長	福田 明洋 <small>フクダ アキヒロ</small>	白川	業務	-
業務主任	今井 太朗 <small>イマイ タウ</small>	佐見	業務	-
会計(兼)総務主任	田中 淳平 <small>タナカ ジュンペイ</small>	三重県	総務・業務	-
一般職	柘植 紀子 <small>ツゲ リコ</small>	蘇原	庶務	-
森林技術員	中山 晃則 <small>ナカヤマ アキノリ</small>	黒川	森林整備	-

## ◆ 組織構成 ◆



# 令和7年度 事業計画

戦後に造林された人工林が成熟し利用期を迎えてきている中、資源を有効活用するとともに『伐って、使って、植える』という循環サイクルにより、次世代に向けて安定的に木材資源を供給することが必要となってきます。

当組合は、森林環境譲与税やJ-クレジット制度の活用など、森林・林業を広い観点で見つつ、組合員の皆様のニーズに即対応しながら、少しでも多くの皆様の森林整備を推進できるよう、また、組合員皆様の社会的地位の向上を目指して努めて参ります。

令和7年4月より発足した白川町森林活用センター準備室との協力体制を築きつつ、地域の『森林の守り手』と『林業の担い手』として森林の保続培養及び森林生産力の向上を図るため、森林整備及び木材生産コスト低減に取り組んでいく方針です。

組合員の皆様のご理解とご協力、国、県、町行政機関、林業関係団体のより一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

以下、各部門別の基本方針のご説明をさせていただきます。

## ◇指導部門

- 1) 組合員との交流を深めるため、『事業説明会』を開催する。
- 2) 森林整備推進のため、『森林経営計画』、『Jクレジット』の地区説明会を実施する。
- 3) 組合広報誌『森林組合』を発刊し、森林・林業関係情報の提供をする。
- 4) 各種制度を活用して、森林技術者の育成と養成をする。
- 5) 森林技術者の安全な作業及び林業労働災害事故防止等の研修会を開催する。
- 6) 専門部会を開催して、森林組合系統運動方針の達成及び地域林業振興と森林・林業安全指導につなげる。
- 7) 町内小中学校及び県内高等学校と岐阜県森林文化アカデミー等の視察及びインターンシップ等を受け入れ、林業体験学習等を実施する。
- 8) 経営計画内の組合員を個別訪問し、多様化するニーズを汲み上げた事業展開を目指す。
- 9) 海山交流事業の再開により、三重県漁業組合連合会との交流を深める。

## ◇販売部門

- 1) 利用間伐事業を中心とした計画的な間伐材の搬出とともに、主伐・再造林推進ガイドラインに基づいた適正な伐採(皆伐)事業と確実な再造林(植栽)事業を推進する。
- 2) 木材生産の基盤体制を強化するため、岐阜県または岐阜県林業労働災害防止協会が主催する各種研修制度を職員または森林技術者等に受講させて、林業労働災害の発生ゼロを目指す。
- 3) 高性能林業機械を活用して安全な作業を実施するとともに作業費用の低コスト化を目指す。
- 4) 町内外の林業事業体との連携を強化して、更なる木材出荷量の増大を目指す。
- 5) 東濃ヒノキ白川市場(協)および東濃ひのき製品流通(協)との連携を更に強化することで、少しでも山元への利益還元を目指す。
- 6) 事業量拡大に伴い、労働災害発生リスクを低減するため、林業労働安全パトロールを強化する。

## ◇森林整備部門

- 1) 間伐事業の事業量拡大に努める。
- 2) 森林経営計画の適切な管理と計画の拡大に取り組む。
- 3) 森林環境保全直接支援事業と環境保全林整備事業等を活用し森林整備を実施する。
- 4) 利用間伐事業の実施にあたり、計画的な多規格路網開設を行う。

## ◇利用部門

- 1) 森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、森林調査・境界明確化を行い、境界不明瞭森林の減少に努める。

## ◇購買事業

- 1) 組合員の要望に応え、質の高い苗木、林業資材、林業機械の斡旋。
- 2) 林業機械無料修理会を春と秋の全2回開催し、サービスの向上を図る。
- 3) 薬剤、肥料等については、法令順守など正しい取扱いと技術普及に努める。

森林に関するお問い合わせは、いつでも森林組合までお尋ねください。  
電話(0574)72-1077 FAX(0574)72-2531

# 伐採及び伐採後の造林の届出制度のお知らせ

森林を伐採・開発しようとするときは、森林法第10条の8の規定により、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」、伐採及び伐採後の造林を行った場合には事後に「伐採に係る森林の状況報告書」、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要です。

## Q. 届出・報告の対象となる森林は？

対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林です。地域森林計画対象森林は岐阜県HP「ぎふ ふおれナビ」で確認することができます。

(岐阜県HP「ぎふ ふおれナビ」⇒ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2264.html>)

なお、保安林の伐採や林地開発を行う場合は、手続きが異なりますのでご注意ください。



## Q. 誰が提出するの？

### 1. 届出書

- 「伐採及び伐採後の造林の届出書」は、森林所有者もしくは伐採をする(権原を有する)者が提出します。伐採をする(権原を有する)者と造林をする(権原を有する)者が異なる場合は連名で提出します。

### 2. 状況報告書

- 「伐採に係る森林の状況報告書」は、伐採をする(権原を有する)者が提出します。
- 「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は造林をする(権原を有する)者が提出します。

## Q. いつ、どこへ提出するの？

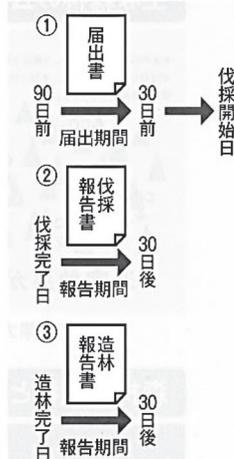
- 伐採及び伐採後の造林の届出書：伐採を開始する90日から30日前まで
- 伐採に係る森林の状況報告書：伐採を完了した日から30日以内
- 伐採後の造林に係る森林の状況報告書：造林を完了した日から30日以内

※対象森林の所在する市町村に提出します。

## Q. 添付書類は？

- 森林の位置図・区域図
- 届出者の確認書類
- 他法令の許認可関係書類
- 土地の登記事項証明書等
- 伐採の権原確認書類
- 隣接森林との境界関係書類
- 市町村長が必要と認める書類

書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。詳しい内容については、林野庁のHPをご覧ください。



# 伐採旗設置制度のお知らせ

皆伐(普通林は1ha以上)を行う場合は、伐採旗を設置してください。

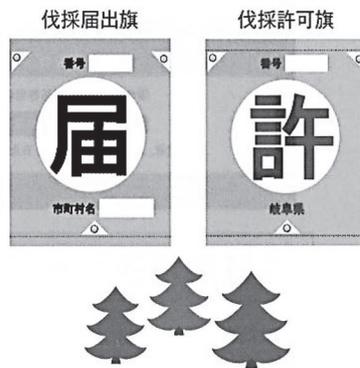
## Q. 制度の目的は？

合法伐採を行う目印として伐採旗を設置し、合法伐採箇所の判別を容易にすることで、違法伐採の防止を図るとともに環境に配慮した伐採を進めます。

## Q. 制度の概要は？

下記の伐採を行う現場に伐採者が伐採旗を設置します。

種類	普通林	保安林
旗の設置対象	1ha以上の皆伐	全ての皆伐
設置する旗	伐採届出旗	伐採許可旗
旗の交付者	市町村	県(農林事務所)
設置期間	伐採開始日～造林完了まで	伐採開始日～伐採終了まで



# 相続登記の義務化のお知らせ

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。

あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- 法施行より前に相続した不動産も義務化の対象です。
- 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

お問い合わせ先

制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトをご覧ください。  
相続登記の義務化の詳細について(法務省Webサイト)⇒



●詳しい内容を知りたい方は TEL 058-272-8471 林政課森林計画係まで

森林のたより【No,847】

## 【海山交流事業】

# 第7回『海浜ゴミ拾い清掃ボランティア活動』参加者募集！

毎年、白川町の笹平高原地内で、三重県漁業協同組合連合会を中心として、『森・川・海未来へ繋ぐ森林造成運動』が開催され、森林の手入れをしていただいています。

海では、山から川を経由して、海へ流失する漂着ゴミで困っていると聞き、山から海を守るため、小規模な活動ではありますが、森林組合として三重県漁業協同組合連合会及び漁業関係者の皆様へ恩返しできればと考え、第7回となる『海浜ゴミ拾い清掃ボランティア活動』を企画しました。

下記のとおり、参加者を募集しますので、令和7年9月30日までに是非ご応募ください。

### 記

開催予定日：令和7年10月25日(土) 【雨天決行】

活動内容：海浜ゴミ拾い清掃活動 【三重県津市海岸にて】

参加資格：森林組合員、森林組合関係者 【同一世帯家族も参加可】

参加費用：4,000円／大人1人：員内 【当日現金にて集金】  
6,000円／大人1人：員外

申込方法：下記の応募用紙にて申し込み 【先着順：定員70名】



当日は、下記のとおりバス2台にて現地へ向かいます。

佐見・白川北・白川方面 【定員35名】

1号車 下油井駐在所 ⇒ 白川北ふれあいセンター ⇒ 町民会館

蘇原・黒川・白川方面 【定員35名】

2号車 白川町林業センター ⇒ 町民会館

----- キリトリ線 -----

## 第7回海浜ゴミ拾い清掃ボランティア活動 参加申込書

自治会	氏名
乗車バス 号車	生年月日
乗車場所	携帯番号

### 誓約書

- 私は、第7回海浜ゴミ拾い清掃ボランティア活動に参加するにあたって傷害保険に加入することに同意するとともに、その保険の適応対象外の事案については、自ら責任を持つことを誓います。
- 私は、第7回海浜ゴミ拾い清掃ボランティア活動に参加するにあたって子供または孫を同伴した場合、保険適応対象外の事故及び損害等について自らが責任を持つことを誓います。
- 私は、第7回海浜ゴミ拾い清掃ボランティア活動に参加するにあたって自己所有物の保険適応対象外の事故及び損害等について自らが責任を持つことを誓います。

## あとがき

森林組合では、『林業の担い手』と『森林の守り手』をつくり・育てていく社会的責務があります。現在では、森林技術者も高齢化が進み貴重な林業技術が失われる状況です。

山での作業は、大変危険であります。その危険度を少しでも低減するために『森林技術者安全大会』を随時に開催し、ゼロ災運動を今後の安心と安全のため、続けて行きます。

一緒に山を『守り育てて』、『伐り活用する』仕事をしてみませんか。森林技術者を募集しています。いつでもご相談ください。



林業労働災害事故を未然に防ぐため、開催した『森林技術者安全大会』です。



見事な二本の『大黒柱』と『梁桁』  
是非、実際にご覧ください。

森林組合の事務所は、三川藤井地内の白川町林業センターの中にあります。この建物は、大きな木造平屋造りであり、すばらしい木材が活用された建物です。周辺には、東濃ヒノキ木材市場(協)と東濃ひのき製品流通(協)があり、美濃白川の木材団地であります。建物内には、林業資材及び林業機械の売店や神棚、チエーンソーアート作品など沢山の木工製品が展示してあります。また、ホール内では、毎週水曜日と土曜日『カフェ木林』が喫茶サロンを開いていますので、お気軽にお立ち寄りください。

## 林業機械無料修理会について

森林組合では、春季（6月頃）と秋季（11月頃）の2回、白川町林業センターにおいて、林業機械無料修理会を毎年開催しています。

また、平日は売店も質の良い林業機械及び林業資材を取り揃えて営業いたしておりますので、お気軽にお立ち寄りください。

## 組合員名義変更手続きについて

森林組合員の名義変更は、次の場合、手続きが必要となります。該当される方は当組合事務所にて、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 組合員が亡くなられた場合
- (2) 譲渡された場合
- (3) 住所を変更された場合